

第1回鈴鹿市空家等対策協議会（議事録要約）

開催日時	令和4年9月30日（金）14:00～15:50
場 所	鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室
出席委員	末松則子 五十嵐博 田中亜紀子 宮崎城治 見取貞義 長谷川友子 福嶋礼子（9人中7名出席） *浅野聡（欠席） 藤原芳朗（欠席）
事務局等	今村 都市整備部長 伊藤 都市整備部参事 住宅政策課 井上住宅政策課長 林管理GL 伊藤 傍聴者0名
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・事項書 ・第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料 ・空家等対策計画 関係法令集（冊子） ・パワーポイント資料 ・「空き家ネットワークみえ」の概要 ・国土交通省資料「空き家の現状と課題」 ・国土交通省資料「空き家対策の現状について（抜粋）」
発言者	発 言 内 容
事 務 局	冒頭の事項（司会進行・・・進行は事項書のとおり） 1 開会 2 市長あいさつ 3 自己紹介（委員，事務局） 4 座長選出（末松委員）
座 長	それでは、「事項書 1 空き家の概要と空家等対策協議会」について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。</p> <p>「事項書 1 空き家の概要と空家等対策協議会」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の住宅ストック数と世帯数の乖離が進んでおり，今後空き家の増加が懸念される。鈴鹿市においても同様に住宅ストック数が総世帯数に対し充足しており，全体的に増加傾向がみられると考えられる。 ・全国の空き家の総数がこの20年間で約1.5倍に増加し，別荘など「賃貸用又は売却用の住宅」等を除いた「その他の住宅」は約1.9倍に増加している。「その他空き家」の空き家率が高い都道府県の割合が年を追うごとに増えている状況であり，三重県においては，「その他空き家」の空き家率が高く，ワースト10に入っている。 ・空き家の増加により，防災性，防犯性の低下，ごみの不法投棄，衛生の悪化，

	<p>悪臭の発生，風景・景観の悪化など様々な問題が発生し，その対策が全国的な課題となり，平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下，空家法）」が公布された。空家法では，「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」を「空家等」と定義している。また，空家等であつて ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものを「特定空家等」と定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策の取り組みとして，管理が不十分空き家の解消の促進を目的とした特定空家等の土地に係る固定資産税等に関する所要の措置（勧告措置），空き家の発生を抑制するための空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除が挙げられる。他にも，空き家の活用，流通・促進のための施策で空き家・空き地バンクがあり，鈴鹿市も独自の空き家バンクの運営を行っている。 ・ 空家等対策協議会について，空家法で「市町村は，空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため協議会を組織することができる」とされており，本市においては，平成29年3月に公表した「鈴鹿市空家等対策計画」の計画期間が，令和5年度末で期間満了を迎えるため，協議会を再開し，計画の変更に関する協議を行うため，協議会の構成員の皆様にご参加いただいた。
座長	ただ今の事務局からの説明について，御意見，御質問等あればお願いいたします。
委員	意見なし。
座長	<p>御意見等がないようですので，次に進めさせていただきますが，後ほど改めて御意見，御質問の場を設けさせていただきますので，よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次の「事項書 2 承認事項」に，移ります。</p> <p>承認事項につきましては，3点ございますが，まず</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）鈴鹿市空家等対策協議会の運営に関する要領（案） （2）鈴鹿市空家等対策協議会傍聴要領（案） （3）会議の公開，非公開について <p>の3点について事務局から説明後，委員の皆様から御意見を賜りますので，よろしくお願いいたします。それでは，事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料】を用いて説明。</p> <p>「事項書 2 承認事項」について</p> <ol style="list-style-type: none"> （1），（2）の2つの要領（案）については一部改正となり，協議会の運営に関し必要な事項は協議会での承認が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・（1）鈴鹿市空家等対策協議会の運営に関する要領（案）については，主に会議の公開，記録について定めている。改正の内容としては，現在の要領に委任条項

	<p>を追加するものとなっており、第5条で、「鈴鹿市空家等対策協議会の組織に関する要領」への委任を規定している。</p> <p>・(2) 鈴鹿市空家等対策協議会傍聴要領(案)については運営に関する要領に関連し、協議会の傍聴に関し必要な事項を定めている。 改正内容としては、現在の要領の文言を整理したものとなっており、主に協議会の会議を傍聴しようとする者を「傍聴人」として、整理を行っている。</p> <p>・(3) 会議の公開・非公開については、協議会の運営に関する要領第2条に、「協議会の会議は、原則として公開する。ただし、鈴鹿市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に関し協議するときは、構成員の過半数が認める場合は公開しないことができる。」と定められており、本日の協議の内容につきましては、非公開情報に該当する事項はないと思われるため「公開」とさせていただきます。</p>
座長	先程事務局から説明のありました各要領(案)につきまして、御意見ございませんでしょうか。
委員	意見なし。
座長	御意見等は、ないようですので、 (1) 鈴鹿市空家等対策協議会の運営に関する要領(案)と (2) 鈴鹿市空家等対策協議会傍聴要領(案)は、承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
座長	ありがとうございます。 異議なしの声をいただきましたので、 (1) 鈴鹿市空家等対策協議会の運営に関する要領(案) (2) 鈴鹿市空家等対策協議会傍聴要領(案)は、承認とさせていただきます。 それでは、次の「事項書 3 説明事項」に移らせていただきます。 「事項書 3 説明事項」では、本日、5つの事項があります。1項目ずつ、事務局から説明後、質疑応答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、「(1) 空家等対策計画等について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料】 【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。</p> <p>・空家等対策計画について 空家法並びに空家法第5条で定める「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、空家等対策計画に定める内容が規定されており、本市においてもこれらに基づき計画策定している。</p> <p>・計画改定スケジュールについて 空家対策計画の改定については、今回の協議会を踏まえ次期計画の方向性を決</p>

	<p>めたいと考えている。その方向性に従い、改定骨子案を検討・作成し、今年度末には骨子案を確定したい。</p> <p>令和5年度以降のスケジュールについては下記のとおり予定している。</p> <p>令和5年7月頃 第1回協議会にて改定素案の中間報告。</p> <p>令和5年10月頃 第2回協議会にて素案の報告。</p> <p>庁内会議での承認, 議会への報告後</p> <p>令和5年12月頃 パブリックコメントを実施。</p> <p>令和6年1月頃 第3回協議会にて最終案の確認。</p> <p>令和6年2月頃 最終案を庁内会議にて審議。</p> <p>令和6年3月頃 議会関係への説明</p> <p>令和6年3月末 計画公表</p>
座長	事務局からの説明について、御意見、御質問ございましたらよろしくお願ひいたします。
委員	計画作成にあたっての実態調査は、前回の計画を策定する際に業者に頼んで調査した記憶があるが、今回の実態調査については前回のことでよいか。
事務局	既に実施しているが前回と同様に業者に委託を実施している。
委員	前回実施して2回目の調査ということでよいか？
事務局	2回目の調査となる。
委員	スケジュールのところに庁内検討委員会の記載があり、庁内の横軸の調整が重要と考えるが、庁内検討委員会はどのような組織でどのような意見交換をされるのか。
事務局	庁内検討委員会については空き家対策に関連する組織、所属で構成され、この協議会を開催する際に庁内検討委員会を開催しており、検討委員会においても空き家等対策にあたり所属間での連携等が必要であることを確認している。
委員	庁内検討委員会に、どういう課が所属しているか、内容等の説明をお願いする。
事務局	草木等の管理について担当する環境政策課、防災関係で防災危機管理課、防犯関係で交通防犯課、固定資産税の関係で資産税課、空き家対策にて戸籍調査を行うため戸籍住民課、ごみ屋敷等の問題もあるため廃棄物対策課、福祉の関係で独居の高齢者が亡くなる場合もあるため長寿社会課、空き家の火災の場合も消防等が庁内委員会に所属している。
委員	いかに横軸の課が連携をとって迅速な施策、対応を行うことが一番と思われるためよろしくお願ひしたい。
座長	次に進めさせていただきます。 「(2) 令和4年度 空家等実態調査中間報告について」事務局から説明をお願いします。
事務局	【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。 (2) 令和4年度 空家等実態調査中間報告について

	<p>空家等対策計画を改定するにあたり，市内の空き家の現状確認と本市がこれまで取り組んできた空き家対策の検証を行うため，民間事業者による空家等実態調査を実施している。</p> <p>今回は，空き家の抽出を行う1次調査の中間報告をさせていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査状況について9月26日時点で全体の約9割が調査完了した。 ・今後精査していくこととなるが，空き家数は1,647件が判明し本市が把握している空き家件数の2倍近い空き家件数となっている。 ・特に市役所庁舎がある神戸地区を含む地域，鈴鹿の南部に位置する地域が2倍を超える増加率となっている。
座長	事務局からの説明について，御意見，御質問ございましたらよろしく願いいたします。
委員	全体的に93%の調査完了とあるが1次調査だけの進捗か，2次調査を含めた進捗となるのか。
事務局	1次調査の進捗となる。
委員	空家等実態調査について，前回も調査していると思うが，その時の空き家とする判断，根拠は今回調査も同じでよいのか。
事務局	基本的には同じである。
委員	そういった基準はどこかに書いてあるのか。
事務局	<p>現在，1次調査にて空き家候補を抽出する作業であり，水道閉栓データ等を用いながら空き家等候補を出している。</p> <p>空き家等の基準等については，外観からの調査であり，ポストが郵便物で溜まっているか，プロパンガスがあるかないか，電気メーターがあるかないか，庭木の繁茂があるかないかを確認し，外観から空き家候補として判断しており，前回調査と判断基準は同じである。</p> <p>そういった判断のもと，1次調査でピックアップして2次調査で見た目が空き家であっても，よくよく調べたら人が住んでいる場合もあるため，この2次調査で空き家候補から居住されているか，空き家ではないかを落とし込んでいきたい。前回も同じ1次，2次調査と同じように実施している。前回調査と同じ業者であったので同じ目線で調査できている。</p>
委員	2次調査をしっかりと進めてください。
委員	実態調査はどのようにされているか，1次調査と2次調査がどのように違うかが聞きたかったので，先ほどの委員の質問及び回答である程度分かった。2次調査で，空き家かどうかを判断して，ごみ屋敷等で人が住んでいる場合について，空き家ではないけども空き家防止として準空き家として指導対象となるのか。
事務局	あくまでも空き家として判断するのは人が住んでいない状態であり，田中委員が言われるものは，管理が不全な建築物という扱いとなり，空家法で対処できるものではない。
委員	質問の2点目であるが，計画の改定を考えると平成29年度からの状況は，検証

	を今からされていくことを聞いたため、期待したいところであるが、中間報告で検証もある程度入れてほしい。つまり、現在調査しているのは分かるがそれではどうなのというところが十分に理解できないので検証を付け加えてほしい。
事務局	現計画にも記載しているが、1,132件の空き家を確認し、この7年間で市民や自治会等からの空き家の情報として400件ほど相談があり、670件ほど解決している。ただ、この中間報告での数値を見ると、はるかに上回るスピードで空き家が発生しているのではないかと。予想よりも多い数値であり、事務局としても戸惑っている。次回協議会の場ではしっかり説明をしたい。
委員	平成29年度に計画策定された段階で、それに沿って対応してある程度空き家解消したが、なおも空き家の数は増えてしまったので、今後の方向性のところで反映させて更なる改定していくことでよいか。
事務局	その通りに進めていきたいと考えている。
委員	地区割表というのはA, B, C, Dと分けたのは地区で固めた表でよいのか。
事務局	根拠があるとかではなく、地区で固めた表である。
委員	神戸地区とかには空き家は多いと聞いているが、どういう地区に空き家が多いのか、例えば旧の街並みに多いのか、山間部に多いとか、あるいは、どのような傾向があるか等、どこまで分かっているのか。
事務局	細かいところはこれから検証していく。この地区に空き家が何件あるぐらいの情報は出ているが、地区内のどこに空き家があるかの情報は後日提供いただく予定。その情報をもらい検証しながら計画に生かしていきたい。
委員	ある程度の傾向やこの地域に多い等の情報はありますか。
事務局	前回調査と同様だが、道が狭い、海側や神戸地区でも間口が狭く土地利用が難しいようなところが空き家になる傾向があると思われる。 また、平成29年度に策定した空家等対策計画の11ページに掲載しているが、庄内、神戸、合川の地区で空家率が高く、今回調査においても同傾向がみられ、空き家率が全体的に多くなるように思われる。
委員	意見となるが、売却依頼を受ける中古の一戸建てで、原因が独居の親が亡くなって誰も住まなくなるようなケースが身をもって急増しているところがある。残念ながらそういったことから空き家が加速的に増えていくことがなんとなくイメージが湧いてしまう。
座長	それでは、次に進めさせていただきます。「(3) 空き家対策の現状について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料】 【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。</p> <p>(1) 鈴鹿市の空き家の概況</p> <p>平成27年・28年に実施した「鈴鹿市空家等実態調査」において、市内に1,132件の空き家を把握し、現在、885件の空き家を把握している。</p> <p>また、特定空家等の件数は、平成29年度から認定開始し、現在34件把握</p>

している。

(2) 鈴鹿市の取り組みについて

対策計画の三つの基本方針に基づき、取組を実施しており、過去3年間の実績を基に説明を行う。

・基本方針1「空き家化の抑制・予防対策」

【取組内容1】「すまいの終活セミナー」の開催

住宅政策課職員が地域に出向き、空き家の発生原因、相続などについて説明・啓発しており、年1～2回開催している。

【取組内容2】「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」の周知

鈴鹿市のホームページで概要の周知を行っており、令和元年度には22件の確認書を発行しており、毎年20件近くの空き家発生の予防に繋がっている。

・基本方針2「空き家等の活用・流通促進」

【取組内容1】「空き家バンク制度」の運営

市内にある空き家の有効活用を目的として、売却や賃貸などの情報を市のホームページにおいて公開し、利用活用を希望する方々へ提供しており、令和3年度時点で登録物件数が21件、利用者登録数が146件となっている。

【取組内容2】「空き家無料相談会」の開催

空き家等対策に取り組む団体との連携、窓口体制の強化の一環として実施しており、「空き家ネットワークみえ」と共催で毎年1回実施している。過去3年平均で約30組の相談者に来場し、相談者の多くからは、「参考になった」と好評を得ており、空き家の解消に繋がることが期待できる。

【取組内容3】「移住促進のための空き家リノベーション等補助制度」の実施

本市への移住の支援、空き家の有効活用を目的としており、件数自体は多くないが、移住・定住と空き家対策の2つの事業に関するもので、重要な事業の一つと考えている。

・基本方針3「特定空家等の抑制・解消方策」

【取組内容1】特定空家等への指導・勧告の実施。

管理不全状態の更なる悪化を引き起こさないよう効果的な対策を講じることとして、特定空家等の判断基準を設定し、助言・指導、勧告等の措置を行っており、特定空家等に関しては、「鈴鹿市特定空家等判定検討会議」の意見を聞いた上で、勧告を行うなど次を見据えた措置を行っている。

(3) 現状の課題について

相談数については、過去の相談との重複が一部あるが、平成29年度から令和3年度の5年間に446件の相談を受け、年平均約90件の相談が寄せられている。

	<p>主な課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査，解決に時間を要する案件が多く，空き家の所有者や管理者を特定するための調査に時間を費やす場合や，所有者等に指導・助言など行っても全く反応や改善がなく放置される場合が挙げられる。 ・差し迫った危険はなく，本来は当事者間の対応で解決すべきと思われる案件の苦情，相談が持ち込まれ，職員が時間を割かれるケースが多く，所有者等が対応しないと問題の解決に繋がらない案件が多い。
座長	それでは事務局からの説明について，御意見，御質問ありませんか。
委員	空き家バンクの登録件数が記載されているが，各年度の成約件数を教えてほしい。
事務局	成約件数については直近3年で，令和元年度で17件，令和2年度15件，令和3年度で13件，今年度については既に3件が成約されている状況である。
委員	<p>空き家バンクとして機能していると思われる。</p> <p>勧告数で計56件の措置を実施しているが固定資産税の減免措置が奪われたということなるが，減免措置を奪ったことで，効果とか，所有者等が固定資産税を支払だすなど確認はできているのか。</p>
事務局	<p>勧告措置を行った物件については資産税課に情報提供し，減免措置の解除をしている状況であるが，勧告を行ったことで解消に至った物件もあるが，支払状況が改善したかどうかまで確認できていない。また，地方税法上，他部署が税情報に関して滞納や納税状況を知り得ることができない。</p>
委員	勧告措置が効果があるかないかは非常に興味があるが，了解した。
委員	<p>質問が3点あり，1点目については空き家が1，132件から885件に減り解消されたということだが，どういう手法が効果を挙げて885件になったのか，247件はなぜ減ったのかが分かれば教えてほしい。</p> <p>2点目については，住まい終活セミナーのターゲットは老人，高齢者になると思われるが，ホームページで周知という場合は，ターゲット的に高齢者としているのか，また高齢者の子をターゲットとしているのか，誰に向けて働きかけようとしていたのかが分からない。</p> <p>3点目については，資料にて「把握していない空き家が増加していたと」の記載があるが，市が把握している空き家と把握していない空き家は違うのか。相談があったからようやく市が空き家を把握しているということなのか，文言が気になったため補足してもらえるとありがたい。</p>
事務局	<p>質問1点目について，空き家件数である1，132件は当初の空家等対策計画を策定する際に業者委託を行い把握した空き家であり，その後相談を受けたり，解消をした物件もあり，単純に減った数字ではなく，各年度で増減があり，現在の空き家の885件の件数となっている。</p>
委員	<p>空き家バンクのマッチングの効果があったようだが，空き家バンク制度を活用したから何件減ったとか，更地にした等の理由は分からないのか。</p>

事務局	<p>実態調査で判明した空き家の中では特に接点がないものもあり、他の空き家の現場確認の際に解消されていたものもあるため、そういった空き家に関しては原因が掴めない空き家もある。</p> <p>質問2点目について、住まいのセミナーについては、ターゲットについてこちらから積極的に発信している訳ではなく、地域の地区市民センターから依頼があり動いており、どちらかと言えば受動的である。ターゲットを狙って周知はしていないが、参加していただいた方は高齢の方が大半を占めている。</p> <p>質問3点目について、基本的には地域や自治会を通じて連絡があり、そういった空き家に対しては積極的に関わっており、解消した物件については把握しており、空き家バンクの登録などを促している。</p> <p>先ほど「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」についても触れたが、ここからも空き家の解消の情報を入手している。</p>
委員	<p>「住まいの終活セミナー」に興味深く、後日で構わないが内容を知りたい。包括支援センターも様々な講座をしているが、人生の終活みたいところに高齢者は興味がある。文化会館で開催をした時は満席になり苦情になることもあった。そういったところで組み合わせていけたら面白いし、是非、また今後一緒にできたらと思う。また、高齢者は興味があるが、実際に亡くなった時のことを考えると、子供たちが分かっていたほうが良いと日々感じている。40～50代の子供世代は忙しいと思うが、コロナの影響でズームとかオンラインの研修もできるようになりつつあるので、活用できればというところで一緒に考えていけたらと思う。</p>
事務局	<p>ご提案ありがたく、積極的に参加を考えていきたいと思う。</p>
座長	<p>それでは次に、「(4) 空家等対策の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料】 【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。 (4) 空家等対策の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鈴鹿市空家等対策計画」に基づいた空き家対策の進捗状況を説明する。 説明した主な内容は下記のとおり。 【取組1】「長期優良住宅の認定の普及」 5年間の平均で300件を超える新築住宅が長期優良住宅の認定を受けている。 【取組2】「木造住宅の耐震化の促進」 空き家も含めた木造住宅の除却補助の件数は、毎年100件前後となっている。 【取組3】「空き家バンク制度」 空き家バンクの利用者登録数は、毎年140件を超える登録があるが、登

	<p>録物件数は、5年間の平均で30件弱で、利用者登録数に比べ登録物件数が少ない状況となっている。物件成約数には、毎年概ね10件を超える成約となっている。</p> <p>【取組4】「適切に管理されていない空家等への対処」</p> <p>指導件数については、資料には指導をした物件数について1つカウントしているが、同物件でも1年間に複数回指導しているものもあるため、実際は書いてある件数より多くの指導を行っている。</p> <p>・「鈴鹿空家等対策計画」の成果指標の状況について 空き家等対策の推進のため、4つの成果指標を設定している。</p> <p>【成果指標1】空き家バンクの累計登録件数 (目標) 計画期間満了時(令和5年度)の目標: 100件 (現状) 令和3年度時点: 154件</p> <p>【成果指標2】空き家バンクの年間平均成約数 (目標) 計画期間満了時の目標: 年平均5件 (現状) 令和3年度の累計成約件数: 60件 →令和4年度, 5年度に成約がない場合でも, 年平均6件の成約</p> <p>【成果指標3】実態調査において判定された管理不全空き家等の解消件数 実態調査で判定された管理不全空き家等: 157件 (目標) 計画期間満了時の目標: 110件 (現状) 令和3年度時点: 88件</p> <p>【成果指標4】地域住民から寄せられる空き家等に対する相談の累計解決件数 (目標) 計画期間満了時の目標: 130件 (現状) 令和3年度時点: 132件</p> <p>どの成果指標についても現時点で目標達成されている状況である。</p>
座長	先ほどの事務局からの説明について、御意見、御質問ありませんか。
委員	空き家バンクの利用登録者が146名いる中で、県外、市外で何名いるか、また成約される方の年齢層等が分かれば教えてほしい。
事務局	空き家バンクの利用登録者数の内、県外登録者は17名、市外登録者は40名の登録が確認できるが、成約者の内訳や情報については後日報告させていただく。
委員	来年度から相続登記が義務化されるため、周知等があればよいと思う。
事務局	相続登記がされていない案件で担当となる部署とも協議しながら検討していきたい。
座長	それでは、「(5) 空家等対策計画改定の方向性について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料】</p> <p>【パワーポイント資料・液晶モニタースライド】を用いて説明。</p> <p>(5) 空家等対策計画改定の方向性について</p>

	<p>改定の方向性については、これまで本市が行ってきた取組みに一定の成果は得られていると考え、次期計画においても引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「空き家化の抑制・予防対策」 ・「空き家等の活用・流通促進」 ・「特定空き家等の抑制・解消方策」 <p>の3つの基本方針に基づいた空き家対策を進めていきたい。</p> <p>また、今回の実態調査中間報告から見る空き家の増加や少子高齢化に伴い空き家は全国的に増加傾向にあることなどから、これまでの取組を継続だけではなく、3つの基本方針に沿って、新たな取組、更に強化すべき取組を記載していきたい。</p> <p>【基本方針1 空き家化の抑制・予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「空き家化の抑制・予防対策の啓発、広報の拡充」 (2) 「福祉部局等との連携強化」 <p>【基本方針2 空き家等の活用・流通促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「セーフティネット住宅としての活用」 (2) 「空き家の相談窓口の拡充、関係団体等との連携」 <p>【基本方針3 特定空き家等の抑制・解消方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「行政代執行等の手順書、基準等の策定」、 (2) 「他法令による管理不全空き家等への対応」、 (3) 「相続財産管理人制度等の活用」
座長	先ほど事務局から改定の方向性について、御意見、御質問はありませんか。
委員	空き家対策については、まず空き家を作らない対策を行うべき。住宅政策課の範疇を超えるかもしれないが、ゆるやかな開発やお隣と共同して開発ができるなど、細やかな対応が必要ではないか。次の世代に引き継がなければ大きなマイナスとなると思われる。
委員	方向性の説明の中で、「空き家の相談窓口の拡充」として提案があったが、空き家の相談窓口を各地域に配置することを検討しているのか。
事務局	空き家関係団体との連携を行い、相談があってもスムーズな対応を行えるよう構築できればと考えている。各地域にも地区市民センターがあり、そこで相談をいただき、円滑な対応をしていきたい。
委員	鈴鹿市の現状として顕著ではないが、これから空き家の急増が懸念され、空き家の対処として行政代執行を行うことで行政への負担もかかるため、空き家を作らない予防対策が必要だと思われる。関心が高くても実際は動かないケースが多く、独居で生活している老人への働きかけ等、ターゲットに届くようもう少しアピールが必要ではないか。また、方向性のセーフティネット住宅の優先順位はどの程度なのか。
事務局	セーフティネット住宅の登録にあたっては大家の理解は難しい状況であるが、三重県が策定している住生活基本計画でも力を入れているので、空き家を活用できればと考えている。

委 員	どちらかと言えば、資料の下段の空き家の「関係団体等との連携」が優先順位が高いものとして考えてよいか。
事 務 局	そのように考えている。
委 員	宅建協会、空家ネットワークみえの参画団体の一員として、他市町の取組を比較しながら鈴鹿市の取組を比較すると、鈴鹿市の取組は群を抜いて深堀している。現計画を踏襲していくことで良いと思うが、問題解決にはいろいろな問題があり、国の制度や施策が大きく変わらないと更なる空き家の解決には繋がらない。
座 長	それでは、「事項書 4 その他」となりますが、各委員から何かございませんでしょうか。
各 委 員	意見なし。
座 長	日頃から地域の皆様から御協力をいただいているため、各委員への実態調査の報告及び分析をお願いします。 各委員からはないようですので、本日の議題につきましては、すべて終了となります。皆様の御協力で、本日の協議会は円滑に進めることができました。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。
事 務 局	末松委員、座長ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして第1回 鈴鹿市空家等対策協議会を終了させていただきます。 最期に、事務局からは、次回協議会の開催予定について説明させていただきます。今後のスケジュールにもありましたが、次回は令和5年7月頃の開催を予定しております。本日の改定の方向性を基に、素案等の準備を進めてまいりますので、準備が整いましたら御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは、これをもちまして第1回 鈴鹿市空家等対策協議会を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。